

市第 104 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「（以下「年少子女」という。）」を削り、「法第15条の 2 第 1 項の規定による額」を「法第15条の 2 の規定の例により算定した額」に改め、同条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

子が学校教育等を受ける場合における外国勤務手当の額の算定方法を変更するため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（外国勤務手当）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 前項に定めるもののほか、外国勤務職員に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算して支給する。

（第1号及び第2号省略）

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの（以下「年少子女」という。）が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務職員が必要な経費を負担しているとき $\frac{\text{法第15条の2の規定の例により算定した額}}{\text{法第15条の2第1項の規定による額}}$

4 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務職員に対しては、年少子女1人につき、同号に規定する額の100分の40に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額を第2項の規定による額に加算して支給する。